

経 済 産 業 省

20161026貿局第1号
輸出注意事項28第26号

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成28年11月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成29年1月7日から施行する。ただし、外為令別表の6の項の欄中の改正規定は、平成29年6月1日から施行する。